

毎週火、金曜日発行（但休日発行るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 紫雲英原採種ほ、設置費補助金交付規則
- 災害対策用大豆種子予備貯蔵管理費補助金交付規則
- ◇告示 狂犬病予防法による獣医師の選任及び取消生活保護法による医療機関の指定

規則

紫雲英原採種ほ、設置費補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十二年一月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第一号

紫雲英原採種ほ、設置費補助金交付規則

(総則)

第一条 知事は、紫雲英原採種ほ、設置事業に要する経費に対し、この規則により予算の範囲内において、補助金を市町村に交付する。

(補助金交付の対象となる経費及び補助金の額)

第二条 補助金交付の対象となる経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助金交付の対象となる経費	補助金の額
市町村が行う紫雲英原採種ほ、設置事業並びに農業者又は農業団体が行う紫雲英原採種ほ、設置事業に対する経費	反当り 一、四〇〇円以内
農業者又は農業団体が行う紫雲英原採種ほ、設置事業に対する市町村の補助事業で紫雲英原採種ほ、設置に要する経費	反当り 一、〇〇〇円以内

(補助金交付の申請)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、前条に掲げる事業ごとに補助金交付申請書（別記様式第一号）

及び事業計画書（別記様式第二号の一又は二）それぞれ正副二部を、別に定める期日までに知事に提出しなければならぬ。

（計画の中止又は変更の承認申請）

第四条 補助金の交付を申請したものが、前条の申請にかかる事業計画を中止しようとするときはその理由を記載した補助事業中止申請書を、原採種は、設置面積を変更しようとするときはその理由及びその内容を記載した補助事業変更承認申請書を、正副二部知事に提出し承認を受けなければならない。

（実績報告）

第五条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の四月五日までに実績報告書（別記様式第三号）及び実績細目書（別記様式第二号の一又は二）それぞれ正副二部を知事に提出しなければならない。

（種子の生産数量及び配布数量の報告）

第六条 補助金の交付を受けるものは、事業完了後、当

該事業にかかる原種は、又は採種は、産種子の生産数量及び配布数量報告書（別記様式第四号）を、知事に提出しなければならない。

（検査）

第七条 知事は必要があると認めるときは、事業の実施につき関係吏員をして随時検査をさせ、又は指導上必要な処置をとらせることができる。

（補助金の還付）

第八条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、知事は、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 この規則に違反したとき又は事業の施行について不正の行爲があつたとき
- 二 補助金の交付に關して附した条件に違反したとき
- 三 事業の施行が不相当と認められたとき

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度の補助金から適用する。

様式第一号

文書番号

年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 印

昭和 年度紫雲英原（採）種は、設置費補助金交付申請書

昭和 年度において、別添事業計画書のとおり紫雲英原（採）種は、設置事業を実施したので紫雲英原採種は、設置費補助金交付規則により補助金 円の交付を申請する。

様式第二号の一

紫雲英原種は、設置事業計画（実績細目）書

- 一 事業の目的
 - 二 事業の内容及び経費の配分
- （一）原種は、の設置計画（又は実績）

計	経営主体	原種は、所在	品種又は銘柄別原種は、設置面積	直営（委託によるものを含む。）補助の別	備考
	市町村	反			

(二) 担当者別品種別原種ほ設置面積 別紙のとおり
(注) 次の様式で作成して添附のこと。

採種担当者	品種別設置面積	種子生産数量	備考
地区別	同系一号	反当收量	
部落別	反	石	
氏名	反		
因伯種	反		
反			
何名			
計			

(三) 原種ほ設置に要する経費の配分

区 分	事業量	事業経費	備 考			
			経 費 区 分 (円)	反当経費又は反当補助費	反当経費	反当補助費
紫雲英原種ほ設置費	反	円	県補助金			
直営のもの (委託によるもの)			市町村費			
補助によるもの			団体負担			
計			その他			
					円	円

三 事業完了の年月日
四 市町村の補助金の交付又は事業の委託に関する規程

五 收支予算(又は収支精算)

(一) 収入の部

種 類	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減	備考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
計				

(二) 支出の部

種 類	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減	備考
紫雲英原種ほ設置費	円	円	円	
内訳				
紫雲英原種ほ設置費				
紫雲英原種ほ設置補助金				
計				

市町村予算科目

(款)

(項)

(目)

補助金交付の対象となる経費	補助金の額
農業団体の行う災害対策用大豆種子予備貯蔵管理事業で大豆種子の購入費にかかる金利、貯蔵管理に要する経費及び貯蔵管理にともなう減耗の補てん費	一俵当り(六〇キログラム入)一ヶ月につき六〇円以内

(補助金交付の申請)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記様式第一号)及び事業計画書(別記様式第二号)それぞれ正副二部を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(計画の中止又は変更の承認申請)

第四条 補助金の交付を申請したものが、前条の申請にかかる事業計画を中止しようとするときはその理由を記載した補助事業中止申請書を、災害対策用大豆種子の予備貯蔵数量を変更しようとするときはその理由及びその内容を記載した補助事業変更承認申請書を、正副二部知事に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第五条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付の

決定があつた年度の翌年度の四月二十日まで実績報告書(別記様式第三号)及び実績細目書(別記様式第二号)それぞれ正副二部を、知事に提出しなければならない。

(検査)

第六条 知事が必要があると認めるときは、事業の実施につき関係吏員をして随時検査させ、又は指導上必要な処置をとらせることができる。

(補助金の還付)

第七条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、知事は、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 この規則に違反したとき又は事業の施行について不正の行爲があつたとき
- 二 補助金の交付に關して附した条件に違反したとき
- 三 事業の施行が不適当と認められたとき

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度の補助金から適用する。

様式第一号

文書番号

年 月 日

団体名及び主たる事務所の所在地

代表者 氏

名 印

鳥取県知事

殿

昭和 年度災害対策用大豆種子予備貯蔵管理費補助金交付申請書

昭和 年度において、別添事業計画書のとおり災害対策用大豆種子予備貯蔵管理事業を実施したので災害対策用大豆種子予備貯蔵管理費補助金交付規則により補助金 円の交付を申請する。

様式第二号

災害対策用大豆種子予備貯蔵管理事業計画(実績細目)書

- 一 事業の目的
- 二 事業の内容及び経費の配分
- (一) 貯蔵実施場所及び貯蔵の規模

告 示

鳥取県告示第一号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五
条第一項の規定による定期の狂犬病予防注射を実施する
獣医師を次のように選任および選任の取消をした。

昭和三十一年一月八日

鳥取県知事 遠 藤 一 茂

一 選任した者

住 所 氏 名

鳥取市庵丁人町一四 政 田 幸 好
八頭郡丹比村富枝 矢 部 憲 治

診 療 科 名 称

内科、小児科、外科 中 尾 医 院

全 科 岩美町国民健康保険直営浦
富病院附属東浜出張診療所

齒 科 林 齒 科 医 院

外科、胃腸科、呼吸 岡 本 医 院

住 所 在 地 指 定 年 月 日

気高郡鹿野町大字鹿野一、六九五 昭和三十一年七月二十日

岩美郡岩美町大字陸上六八〇 " 七月十九日

八頭郡用瀬町用瀬 " 八月三十一日

東伯郡由良町由良宿五五六の五 " 十月二十六日

一 選任の取消をした者

住 所 氏 名

岩美郡岩美町浦富一、三六〇 小 谷 武 治

西伯郡大山町坊領 八 島 又 一

鳥取市梶川町七一 山 崎 健 次 郎

鳥取県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年一月八日

鳥取県知事 遠 藤 一 茂

内科、小児科、婦人科	堀内 医院	鳥取市湖山町一、五二五	"	十月十三日
眼 科	松尾 眼科医院	" 行徳三の一五	"	十一月十八日
内科、小児科、眼科	高橋 医院	米子市皆生一、七五〇	"	七月十八日
齒 科	柏原 齒科医院	" 一、七五〇の四四	"	七月二十八日
齒 科	今井 齒科医院	境港市佐斐神町一、一〇八	"	八月十一日
眼科、耳鼻咽喉科	立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市栄町	"	七月十七日

鳥取県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十一年一月八日

診 療 科 名	名 称	鳥 取 県 知 事	遠 藤 一 茂	取 消 年 月 日
外科、整形外科、 皮膚泌尿器科、性病科	カメノリ外科医院	鳥取市瓦町一二四	県外転出のため診療所廃止	昭和三十一年十二月一日